

鶴岡市立豊浦小学校いじめ防止基本方針

【概要版】

令和8年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をもはらんでいる。

こうした事実をふまえて、国、県、市のいじめ防止基本方針を参考に、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鶴岡市立豊浦小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第I章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取り組みを定める。

- ① いじめの未然防止（全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実）
- ② いじめの早期発見（定期的なアンケート調査、個人面談、観察、教育相談）
- ③ いじめへの適切な対応（いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応）
- ④ 重大事態への対応（関係機関との連携、調査及び結果の報告）
- ⑤ 点検・評価と見直し（学校評価、学校関係者評価、第三者評価）

いじめの定義 ※いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

（いじめの態様）

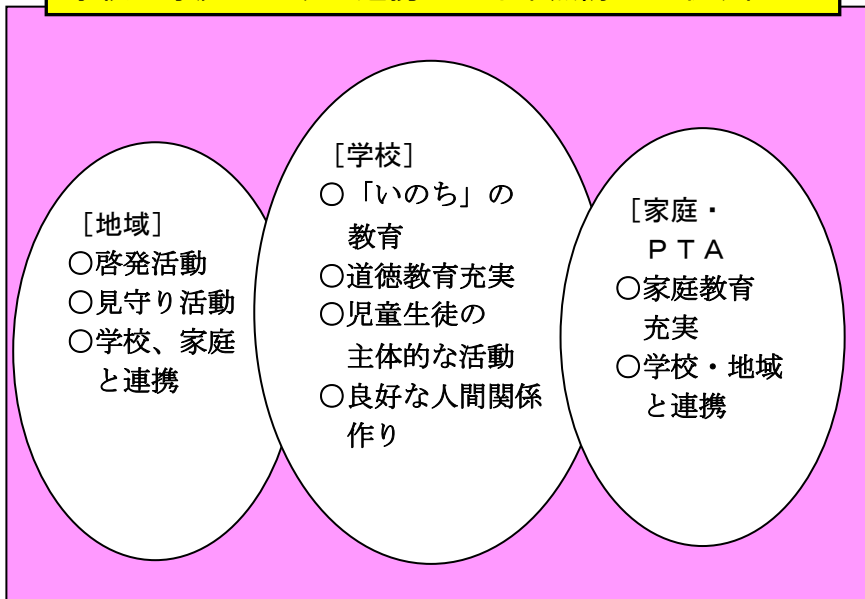
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

未然防止

—学校・家庭・地域と連携した取り組み—

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という意識を学校、家庭、地域が一丸となって高めるようにする。
- (2) 児童の主体的な活動を推進するとともに、児童が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (3) 学校、地域、家庭（PTA）の連携を密にする。

学校・家庭・地域の連携による未然防止の取り組み

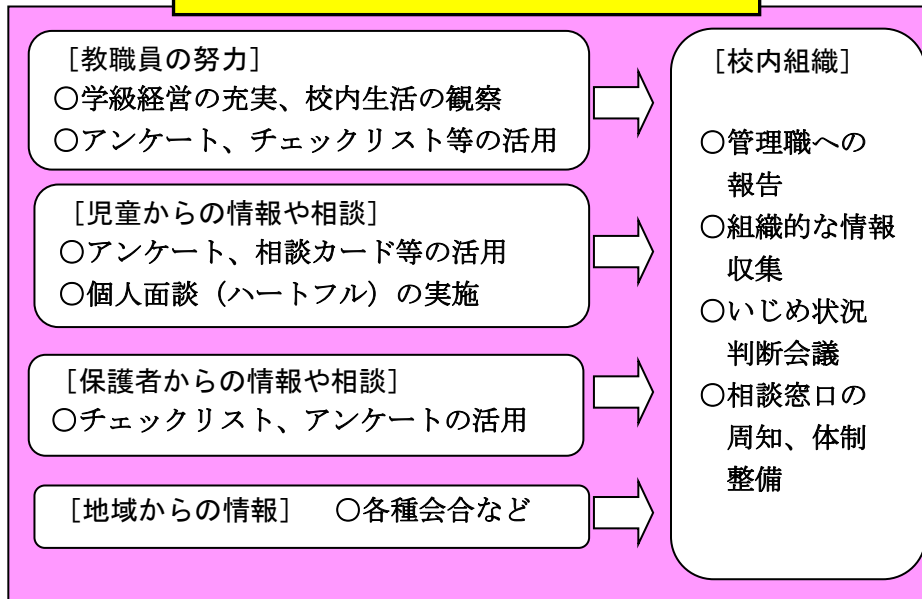


早期発見

—いじめに気づく、見逃さない努力と工夫—

- (1) 児童に定期的にアンケート調査や教育相談を実施して、いじめを相談しやすい体制を整える。
- (2) 保護者に定期的にアンケート調査を実施したり、教育相談日の周知を図ったりして、相談しやすい体制を整える。
- (3) 個人面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。

早期発見のための具体的な取り組み

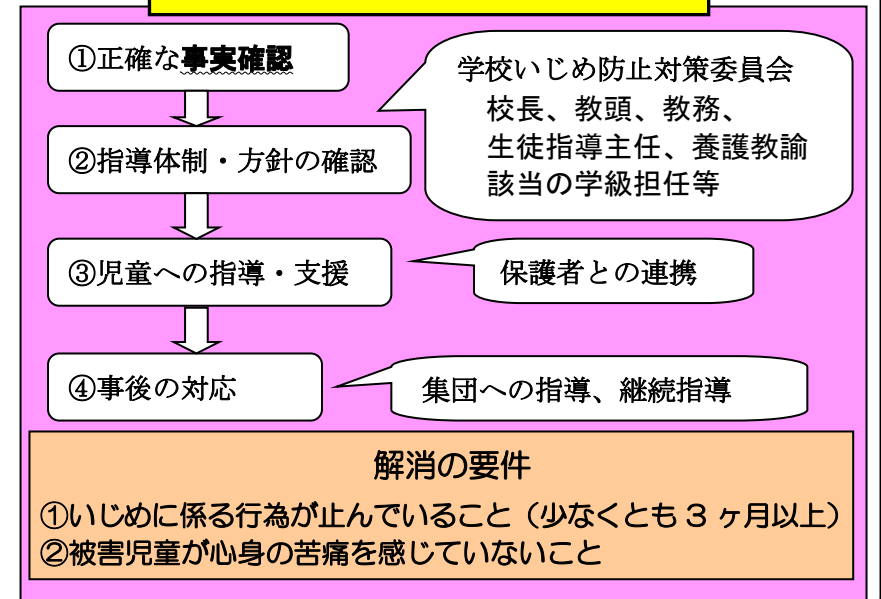


適切な対応

—徹底した組織対応—

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) 学校いじめ防止対策委員会で指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。
- (4) ネットのいじめの場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局の協力を求める。

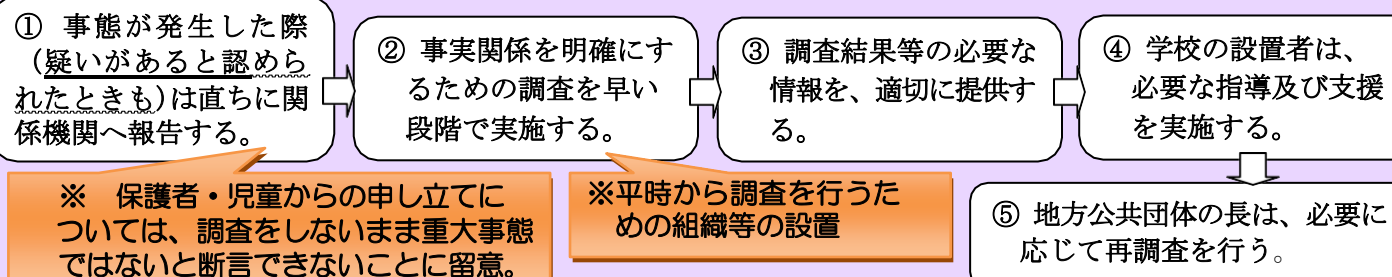
いじめ発生の場合の適切な対応



重大事態への対応

基本的な対処の構造

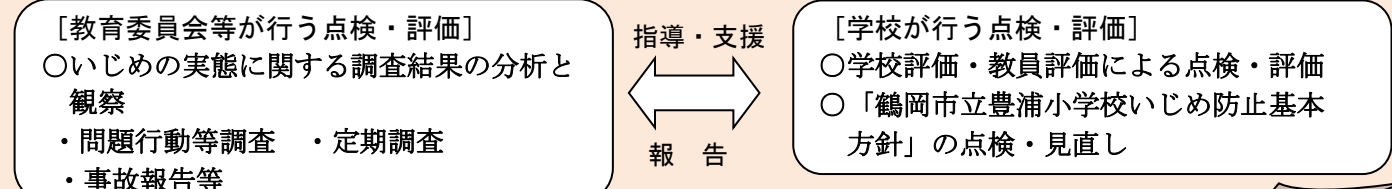
—いじめがあったのではないかとこの前提で事実に向き合う姿勢—



第Ⅲ章 点検・評価と見直し

点検・評価

—日々の指導・対応を点検し、毎年度末の「年間教育反省」で検討を行い、随時見直しを図っていく—



第IV章 いじめ防止の年間計画

	日	週	月
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動で児童理解 ・家庭や地域との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週「子どもを語る会」での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止対策研修（いじめ防止の達成目標の確認）（4月初旬） ・児童理解研修（特別支援、健康面等）（4月初旬） ・初発指導 ・教育相談日（月始め）
5月			<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談カード（5月初旬）
6月			<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U（1回目：6月初旬） ・いじめアンケート（児童・保護者）（6月中旬） ・個人面談（ハートフルウィーク）（6月下旬）
7月			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ状況判断会議（学校いじめ防止対策委員会）（7月上旬） ・児童理解研修（Q-Uの結果を分析して）（7月中旬） ・学期反省（7月下旬） ・定期調査の報告
8月			
9月			<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談カード（9月初旬）
10月			
11月			<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U（2回目：11月初旬） ・いじめアンケート（児童・保護者）（11月中旬） ・個人面談（ハートフルウィーク）（11月下旬） ・いじめ状況判断会議（学校いじめ防止対策委員会）（11月下旬）
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修（Q-Uの結果を分析して）（12月中旬） ・教職員の学校評価 ・保護者の学校関係者評価 ・児童の学校関係者評価 ・定期調査の報告
1月			<ul style="list-style-type: none"> ・年間反省（1月下旬） ・第2回いじめ防止対策研修（いじめ防止の達成状況の確認）（1月下旬）
2月	↓	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談カード（2月初旬）
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ状況判断会議（学校いじめ防止対策委員会）（3月中旬） ・定期調査の報告
年間	※必要に応じて学校いじめ防止対策委員会（緊急会議）を開く。		